

## ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県民にツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没に係る注意を喚起し、クマによる人身被害及び農林水産物被害（以下、「人身被害等」という。）を防止するため、クマ出没に係る注意報、警報及び特別警報（以下、「注意報等」という。）について必要な事項を定める。

### (注意報等の名称)

第2条 注意報等の名称は、次のとおりとする。

- (1) クマ出没注意報（以下「注意報」という。）
- (2) クマ出没警報（以下「警報」という。）
- (3) クマ出没特別警報（以下「特別警報」という。）

### (注意報発表の基準)

第3条 注意報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) 前年秋のブナの結実が、並作又は豊作のとき。
- (2) 当該月のクマの出没件数が多いとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき。

### (警報発表の基準)

第4条 警報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) クマによる人身被害が発生したとき。または当該月のクマの出没件数がより多いとき。
- (2) その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき。

### (特別警報発表の基準)

第5条 特別警報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) クマによる死亡事故が発生したとき。
- (2) クマによる人身被害の発生が多いとき。

### (注意報等の発表)

第6条 県は、前3条の基準に該当すると認めたときは、注意報等を発表するものとする。

- 2 注意報等を発表する区域は、原則として県内全域とする。ただし、注意報等について、特定の区域内においてのみ人身被害等が多発したときは、発表する区域を限定することができるものとする。
- 3 注意報等の発表は、期間を定めて行うものとする。

### (注意報等の周知)

第7条 県は、注意報等を発表したときは、県のホームページ等や報道機関を通じて県民に周知するとともに、各市町村、県警察本部、関係団体等及び状況に応じて隣接県に対し、その旨を通知し、注意喚起の徹底を図るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、注意報等の発表に関して必要な事項は自然保護課長が定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。